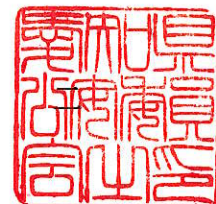


愛知県公安委員会告示第 19 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、次のとおり豊川市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 9 日

愛知県公安委員会委員長 増 井 敬



1 合意した者

- (1) 豊川市
- (2) 豊鉄バス株式会社
- (3) 豊川タクシー株式会社
- (4) 豊鉄タクシー株式会社
- (5) 中部運輸局
- (6) 愛知県公安委員会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、豊川市及び豊鉄バス株式会社が管理する別表に掲げる停留所とする。

3 2 に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2 に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
豊川タクシー株式会社 豊鉄タクシー株式会社	一般乗用旅客自動車運送事業 (道路運送法第 4 条)	令和 8 年度豊川市デマ ンド型交通実証実験事 業（おためしカー）

4 2 における 3 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2 における 3 の停車又は駐車は、3 に係る運行時間内に限るものとする。

別表

停 留 所 名	所 在 地
豊川市コミュニティバス 馬酔木西 足山田公民館 いかまい館 一宮旭 一宮支所 ウォーキングセンター（往路） ウォーキングセンター（復路） 江島駅 江島ふれあいセンター 大木会館 柿木平（往路） 柿木平（復路） 金沢構造改善センター 上長山コミュニティセンター 旧二部公会堂前 グリーンセンター一宮 小久保接骨院前 小南口 小牧 篠田集落センター 篠田神社前 十部公会堂前 炭焼 炭焼集会所 チアーズいちのみや 東上駅 豊津神社前 長山駅 西原公会堂 松原宮前橋 三河一宮駅 大和公民館 六郎辻	豊川市無番地（篠田町古井戸 63 先） 豊川市足山田町若宮 5-1 豊川市上長山町本宮下 1-1685 豊川市一宮町旭 40（旭 239 先） 豊川市一宮町栄 222（栄 200 先） 豊川市上長山町東原 116-3（東原 116-1 先） 豊川市上長山町東原 153（東原 113-1 先） 豊川市東上町丸塚 52-6 先 豊川市江島町北裏 1-1 豊川市大木新町通二丁目 19 豊川市東上町柿木平 13-325 豊川市東上町丸塚 36-2 先 豊川市金沢町金山 18-1 豊川市上長山町東新屋 12 豊川市大木町石道 10-12 先 豊川市東上町松本 227 豊川市一宮町幸 204 豊川市上長山町小南口 60-5 先 豊川市大木町山ノ奥 60-124 豊川市篠田町割塚 119 先 豊川市篠田町上屋敷 6 先 豊川市大木町鍵水 33-75 豊川市無番地（東上町炭焼平 180 先） 豊川市東上町日影 5-2 先 豊川市一宮町泉 29 豊川市東上町東京寺 61-4 豊川市豊津町釜ノ口 74-6 豊川市上長山町西水神平 1-22 先 豊川市西原町重藤 16-5 豊川市松原町宝川 16-7 豊川市一宮町下新切 38-2-1 先 豊川市豊津町割田 50-1 豊川市上長山町臼屋 145-5 先
豊鉄バス 一宮支所（往路） ウォーキングセンター（往路） ウォーキングセンター（復路）	豊川市一宮町栄 222（栄 200 先） 豊川市上長山町東原 153（東原 113-1 先） 豊川市上長山町東原 116-3（東原 116-1 先）